

横井 昌明 議員 識市会

耕作放棄地に対する本市の課税状況は？

問 (1) 合併して市になったことにより、市街化区域内の農地を保全する生産緑地と、それ以外の農地に分けられた。それぞれの農地面積は。

(2) 税制面での評価価格は、それぞれどのようなになっているのか。

(3) 最近、田や畑に耕作放棄地が目につくようになってきた。地方税法第349条により市町村は毎年、土地の利用実態を調べ、宅地、雑種地、田、畑などを定める。

本市の場合は耕作放棄地についてどのような対応をしているのか。

答 農政課長

(1) 市街化区域内には約47・4ヘクタールの農地が

あり、その内、生産緑地が約3.7ヘクタール、それ以外の農地の面積が43・7ヘクタールとなっている。

答 総務部長

(2) 生産緑地に指定されている農地は、30年間の営農義務や建築制限などがあるため、一般農地として評価、課税をしている。それ以外の市街化区域農地の評価については、合併後5年経過した24年度より、特定市街化農地として宅地並み評価、宅地並み課税を行っている。

(3) 耕作放棄地があれば、休耕地かどうかを農業委員会に確認して、土地所有者に調査結果を通知した後、現況地目での課税を行う。

ふるさと納税者に特産品の返礼を

問

4月1日より税制改正が行われ、総務省はふるさと納税について、ホームページでお知らせしている。他の自治体の取り組みを紹介する。尾張部の人口が15万人ほどのある市では6月にふるさと納税で他の自治体に税収が奪われないように市民が市にふるさと納税をしてくれるように返礼メニューを追加作成した。例えば1万円寄附した市民に市内で使える3千円の商品券を贈る。今までも特産品を返礼として贈られている上に、新たにメニューの数を追加した。大変ユニークな発想である。

本市の特産といえば、トマト、ナス、イチゴ、米、イチジク、日本一である金魚(水槽とセットにして)があり、工業製品では、のりなどがある。

これらの品を農協、金魚組合、のり生産会社と提携し、ふるさと納税者に返礼すれば、寄附していただいた方や農家の方にも、大変

メリットがあると考えます。本市でも特産品の返礼をすべきと考えるがどうか。

答 市長

一時的な自分自身に対する納税の特権と同時に見返り品を期待される、そういう納税の仕方は、本来の納税のあり方ではないと強く思っている。

中期財政計画について行政改革としての取り組みは

問 (1) 決算認定の時期に市の資産を示すバランスシートの作成がされていないが、この時期に資料として作るべきでは。

(2) 中期財政計画について、今後の財政運営の取り組みとして、歳入では未収金対策の充実、使用料・手数料・保育料の見直し、都市計画税の検討がある。

歳出では、補助金・扶助費の見直し、特別会計繰出

金の抑制、アセットマネジメントの導入、地域交通のあり方の検討、民間委託の推進などがある。

行政改革として取り組まれた事例はあるか。

答 財政課長

(1) 出納閉鎖の5月末を過ぎてから、決算数値をもとに仕訳する作業があり、1年分をまとめて仕訳するので、一定程度の時間が必要なることを理解いただきたい。

(2) 市所有の未利用地の売却や貸し付け、ホームページのパナー広告の枠の増設などの有料広告事業、納税の利便性の向上の観点から市県民税のコンビニ納付などを実施した。